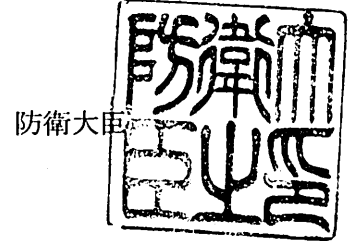




防官文第6078号  
平成24年4月27日

## 行政文書不開示決定通知書

特定非営利活動法人 情報公開市民センター  
理事長 新海 聡 殿



平成24年3月28日付けの行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

### 記

#### 1 不開示決定した行政文書の名称

開示請求された「平成18年度 情報公開法改正に関する法令協議（行政文書ファイル管理簿：防衛省大臣官房文書課分）に綴られた文書（他の法律の改正に付随する改正も含む。（抜粋可）」に係る行政文書

#### 2 不開示とした理由

平成18年度には行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）の改正に関する法令協議を受けておらず、開示請求に係る行政文書が存在しないため。

\* この決定に不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、防衛大臣に対して異議申立てをすることができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは申立てをすることができません。

この決定の取消しを求める訴訟を提起するときは、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定に基づき、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過したときは提起することができません。

\* 開示請求受付日 平成24年3月28日  
補正期間 なし。  
不開示決定日 平成24年4月26日

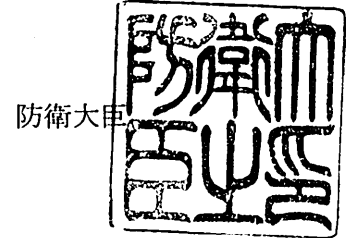
請求受付番号：2012.3.28-本本B1256



防官文第6079号  
平成24年4月27日

## 行政文書不開示決定通知書

特定非営利活動法人 情報公開市民センター  
理事長 新海 聡 殿



平成24年3月28日付けの行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

### 記

1 不開示決定した行政文書の名称

開示請求された「平成19年度 情報公開法改正に関する法令協議（行政文書ファイル管理簿：防衛省大臣官房文書課分）に綴られた文書（他の法律の改正に付随する改正も含む。（抜粋可）」に係る行政文書

2 不開示とした理由

平成19年度には行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）の改正に関する法令協議を受けておらず、開示請求に係る行政文書が存在しないため。

\* この決定に不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、防衛大臣に対して異議申立てをすることができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは申立てをすることができません。

この決定の取消しを求める訴訟を提起するときは、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定に基づき、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過したときは提起することができません。

\* 開示請求受付日 平成24年3月28日  
補正期間 なし。  
不開示決定日 平成24年4月26日

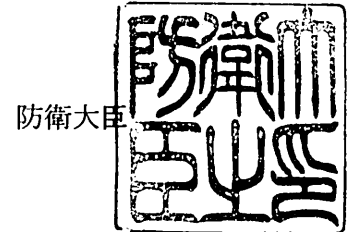
請求受付番号：2012.3.28-本本B1257



防官文第6080号  
平成24年4月27日

## 行政文書不開示決定通知書

特定非営利活動法人 情報公開市民センター  
理事長 新海 聡 殿



平成24年3月28日付けの行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

### 記

1 不開示決定した行政文書の名称

開示請求された「平成21年度 情報公開法改正に関する法令協議（行政文書ファイル管理簿：防衛省大臣官房文書課分）に綴られた文書（他の法律の改正に付随する改正も含む。（抜粋可）」に係る行政文書

2 不開示とした理由

平成21年度には行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）の改正に関する法令協議を受けておらず、開示請求に係る行政文書が存在しないため。

\* この決定に不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、防衛大臣に対して異議申立てをすることができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは申立てをすることができません。

この決定の取消しを求める訴訟を提起するときは、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定に基づき、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、同法第12条に規定する裁判所に処分取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過したときは提起することができません。

\* 開示請求受付日 平成24年3月28日  
補正期間 なし。  
不開示決定日 平成24年4月26日

請求受付番号：2012.3.28-本本B1259

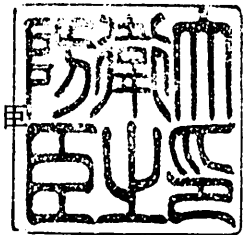


防官文第6081号  
平成24年4月27日

## 行政文書不開示決定通知書

特定非営利活動法人 情報公開市民センター  
理事長 新海 聡 殿

防衛大臣



平成24年3月28日付けの行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

### 記

1 不開示決定した行政文書の名称

開示請求された「平成23年度 情報公開法改正に関する法令協議（行政文書ファイル管理簿：防衛省大臣官房文書課分）に綴られた文書（他の法律の改正に付随する改正も含む。（抜粋可）」に係る行政文書

2 不開示とした理由

平成23年度には行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）の改正に関する法令協議を受けておらず、開示請求に係る行政文書が存在しないため。

\* この決定に不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、防衛大臣に対して異議申立てをすることができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは申立てをすることができません。

この決定の取消しを求める訴訟を提起するときは、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定に基づき、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過したときは提起することができません。

\* 開示請求受付日 平成24年3月28日  
補正期間 なし。  
不開示決定日 平成24年4月26日

請求受付番号：2012.3.28-本本B1261